

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：日管株式会社（法人番号5080401003861）

業者の住所：静岡県浜松市中央区池町 2 2 0－4

2. 指名停止措置期間：令和 6 年 6 月 1 3 日から令和 6 年 9 月 1 2 日（3 か月）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）

4. 事 実 概 要：

上記有資格者の元取締役は、令和 2 年 5 月から 6 月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、その後も、同年 6 月から 8 月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札においても、同区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

令和 2 年にあった 2 件の入札情報を入手した見返りとして、同元取締役は、飲食代約 6 万円と商品券 1 0 万円相当を提供した。

なお、公訴時効（3 年）が成立している。

5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内